

別表3

## 1. 非住宅建築物の判定料金（金額はすべて税込）

## (1) 非住宅建築物の判定料金

建築物の用途	評価対象面積	標準入力法 ※1	モデル建物法 ※2
事務所等 ホテル等 病院等 百貨店等 学校等 飲食店等 集会場等	300 m <sup>2</sup> 未満	132,000 円	88,000 円
	300 m <sup>2</sup> 以上 ～ 500 m <sup>2</sup> 未満	176,000 円	102,300 円
	500 m <sup>2</sup> 以上 ～ 1,000 m <sup>2</sup> 未満	231,000 円	121,000 円
	1,000 m <sup>2</sup> 以上 ～ 2,000 m <sup>2</sup> 未満	280,500 円	154,000 円
	2,000 m <sup>2</sup> 以上 ～ 4,000 m <sup>2</sup> 未満	352,000 円	187,000 円
	4,000 m <sup>2</sup> 以上 ～ 6,000 m <sup>2</sup> 未満	440,000 円	275,000 円
	6,000 m <sup>2</sup> 以上 ～ 10,000 m <sup>2</sup> 未満	550,000 円	330,000 円
	10,000 m <sup>2</sup> 以上 ～ 20,000 m <sup>2</sup> 未満	660,000 円	385,000 円
	20,000 m <sup>2</sup> 以上 ～ 50,000 m <sup>2</sup> 未満	770,000 円	440,000 円
	50,000 m <sup>2</sup> 以上 ～ 100,000 m <sup>2</sup> 未満	935,000 円	550,000 円
工場等	300 m <sup>2</sup> 未満	88,000 円	55,000 円
	300 m <sup>2</sup> 以上 ～ 500 m <sup>2</sup> 未満	110,000 円	66,000 円
	500 m <sup>2</sup> 以上 ～ 1,000 m <sup>2</sup> 未満	154,000 円	82,500 円
	1,000 m <sup>2</sup> 以上 ～ 2,000 m <sup>2</sup> 未満	198,000 円	99,000 円
	2,000 m <sup>2</sup> 以上 ～ 4,000 m <sup>2</sup> 未満	231,000 円	121,000 円
	4,000 m <sup>2</sup> 以上 ～ 6,000 m <sup>2</sup> 未満	308,000 円	165,000 円
	6,000 m <sup>2</sup> 以上 ～ 10,000 m <sup>2</sup> 未満	363,000 円	187,000 円
	10,000 m <sup>2</sup> 以上 ～ 20,000 m <sup>2</sup> 未満	418,000 円	220,000 円
	20,000 m <sup>2</sup> 以上 ～ 50,000 m <sup>2</sup> 未満	462,000 円	264,000 円
	50,000 m <sup>2</sup> 以上 ～ 100,000 m <sup>2</sup> 未満	594,000 円	330,000 円

※1:主要室入力法を含む

※2:小規模版モデル建物法を含む

- ・ 評価対象面積が 100,000 m<sup>2</sup>以上の場合は、別途見積とする。
- ・ モデル建物法において複数の用途による算定結果判定の場合には、最も大きな面積の用途を基準とし以下の算出式による料金を加算するものとする。

$$\left( \text{基準用途の判定料金} \times 20\% \times (\text{用途数} - 1) \right)$$

- ・ 建築物の全てが計算対象外の場合、上表によらず 33,000 円の判定料金とする。
- ・ 建築基準法第 6 条の 2 第 1 項の確認の申請をハウスプラス以外に申請する場合は、上表の判定料金に 10%を加算する。ただし、一定の棟数の申請が見込め効率的な審査等ができるハウスプラスが認める場合は除く。

(2) 減増額率表

第 19 条各号 減額要件	減額率
(1) 標準設計を用いた複数の建築物に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の提出が、一定期間内に見込めるときで、判定の業務が効率的に実施できると当機関が判断したとき	20%
(2) あらかじめ当機関が定める日又は期間内に建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を行ったとき。	10%
(3) あらかじめ当機関が指定するソフトウェアを用いて提出書類等を作成し、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等をするとき。	10%
(4) 第1号に掲げる場合以外であって、申請の定形化や判定の反復による申請の熟練等又は一の申請の中で建築物エネルギー消費性能確保基準上の設計の反復性等があり、判定の業務を効率的に実施することができるものと当機関が判断したとき。	50%

※ 減額率は加算できるものとし、最大 50%を上限とする。

第 20 条 増額要件	増額率
判定料金は、複合建築物、複数棟その他の判定の業務に要する時間が想定している時間を越えるものとして当機関が判断した場合、増額することができるものとする。	50%

(3) 計画の変更判定料金

- ① 計画の変更は、(1)の判定料金と同じとする。
- ② 軽微変更該当証明書の交付を必要とする変更(軽微変更ルートC)を行う場合は、(1)で算出される判定料金の 2 分の 1 とする。ただし、判定の内容の過半を超え変更している場合は、(1)で算出される判定料金の 10 分の 7 とする。また、直前の判定を他の登録建築物消費性能判定機関又は所管行政庁で実施している場合は新規として判定料金を適用する。

## 2. 住宅建築物の判定料金（金額はすべて税込）

### (1) 一戸建ての住宅の判定料金

判定のタイプ		判定料金	判定内容
A	通常判定 ※3	35,200 円	※3 外皮基準及び一次エネルギー消費量基準の判定
B	外皮基準及び一次エネルギー消費量基準活用判定 ※4	13,200 円	※4 設計住宅性能評価の申請または長期使用構造等の確認の求めをし、温熱環境(断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量)の審査を先行的に行う判定(コース2)

- ・ 上表 B の判定料金は、その他ハウспラスのサービスで温熱環境(断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量)の審査をし、合理的に判定業務ができる場合も適用する。
- ・ 建築基準法第 6 条の 2 第 1 項の確認の申請をハウспラス以外に申請する場合は、上表の判定料金に 10%を加算する。ただし、一定の棟数の申請が見込め、効率的な審査ができるとハウспラスが認める場合は除く。

### (2) 木造長屋タイプの判定料金

「木造長屋タイプ」とは、木造(混構造を除く)で2~24戸までの住戸数のものを指し、原則として、共用廊下等がある場合でも、共用部の一次エネルギー消費量計算が生じない、もしくは共用部設備が共用廊下の照明のみとなる住宅など(ハウспラスが認める場合に限る)を指す。

判定料金は、基本料金と戸あたり料金×住戸数を合計した金額とする。

判定のタイプ		判定料金		判定内容
C	通常判定 ※5	基本料金 90,200 円	戸あたり料金 3,850 円	※5 外皮基準及び一次エネルギー消費量基準の判定
D	外皮基準及び一次エネルギー消費量基準活用判定 ※6	10 戸 以下	基本料金 22,000 円 戸あたり料金 2,200 円	※6 設計住宅性能評価の申請または長期使用構造等の確認の求めをし、温熱環境(断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量)の審査を先行的に行う判定(コース2)
		11 戸 ~ 24 戸	基本料金 27,500 円 戸あたり料金 1,650 円	

- ・ 2住戸のみは、(1)一戸建ての住宅の判定料金に2を乗じた額とする。
- ・ 上表 D の判定料金は、その他ハウспラスのサービスで温熱環境(断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量)の審査をし、合理的に判定業務ができる場合も適用する。
- ・ 建築基準法第 6 条の 2 第 1 項の確認の申請をハウспラス以外に申請する場合は、上表の判

定料金に10%を加算する。ただし、一定の棟数の申請が見込め、効率的な審査ができる等とハウスプラスが認める場合は除く。

(3) 共同住宅等（上記(2)の木造長屋タイプを除く）の判定料金

判定料金は、基本料金と戸あたり料金×住戸数を合計した金額とする。

判定のタイプ		判定料金		判定内容
E	通常判定 ※7	30 戸 以下	基本料金 110,000 円 戸あたり料金 5,500 円	※7 外皮基準及び一次エネルギー消費量基準の判定
		31 戸 ～ 500 戸	基本料金 176,000 円 戸あたり料金 3,300 円	
F	外皮基準及び一次エネルギー消費量基準活用判定 ※8	30 戸 以下	基本料金 55,000 円 戸あたり料金 3,300 円	※8 設計住宅性能評価の申請または長期使用構造等の確認の求めをし、温熱環境(断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量)の審査を先行的に行う判定(コース2)
		31 戸 ～ 500 戸	基本料金 104,500 円 戸あたり料金 1,650 円	

- ・ 住戸数が500戸を超える場合は、別途見積とする。
- ・ 上表Fの判定料金は、その他ハウスプラスのサービスで温熱環境(断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量)の審査をし、合理的に判定業務ができる場合も適用する。
- ・ 共同住宅等の共用部のみの増築又は改築など建築物の全てが計算対象外の場合、上表によらず 33,000 円の判定料金とする。
- ・ 共用部の判定をする場合は、次の共用部料金を加算する。
 

100 戸以下	100,100 円
101 戸～500 戸	100,100 円 + ( 住戸数 - 100 ) × 495 円
- ・ 建築基準法第6条の2第1項の確認の申請をハウスプラス以外に申請する場合は、上表の判定料金に10%を加算する。ただし、一定の棟数の申請が見込め、効率的な審査ができる等とハウスプラスが認める場合は除く。

(4) 減増額率表

第 19 条各号 減額要件	減額率
(1) 標準設計を用いた複数の建築物に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の提出が、一定期間内に見込めるときで、判定の業務が効率的に実施できると当機関が判断したとき	30%
(2) あらかじめ当機関が定める日又は期間内に建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を行ったとき。	10%
(3) あらかじめ当機関が指定するソフトウェアを用いて提出書類等を作成し、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等をするとき。	20%
(4) 第1号に掲げる場合以外であって、申請の定形化や判定の反復による申請の熟練等又は一の申請の中で建築物エネルギー消費性能確保基準上の設計の反復性等があり、判定の業務を効率的に実施することができるものと当機関が判断したとき。	30%

※ 減額率は加算できるものとし、最大 60%を上限とする。

第 20 条 増額要件	増額率
判定料金は、複合建築物、複数棟その他の判定の業務に要する時間が想定している時間を越えるものとして当機関が判断した場合、増額することができるものとする。	50%

(5) 計画の変更判定料金

- ① 計画の変更は、(1)から(3)の判定料金と同じとする。ただし、計画の変更が一部住戸に限られる場合等、判定の業務に要する時間が想定している時間を大幅に下回る場合は、(1)から(3)の判定料金の2分の1とする。
- ② 軽微変更該当証明書の交付を必要とする変更(軽微変更ルートC)を行う場合は、(1)から(3)で算出される判定料金(共用部の評価がある場合は、共用部料金を加算した料金)の2分の1とする。ただし、直前の判定を他の登録建築物消費性能判定機関又は所管行政庁で実施している場合は、新規として判定料金を適用する。

### 3. 複合建築物(非住宅部分と住宅部分で構成された建築物)の判定料金

(金額はすべて税込)

- ・判定料金は、非住宅部分と住宅部分の判定料金を合計した金額とする

#### (1) 複合建築物の非住宅部分

- ・1. 非住宅建築物の判定料金による

ただし、確認申請書第四面に記載する用途区分コードが 08060(住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの)で非住宅部分の当該評価対象面積が 100 m<sup>2</sup>以内の場合は、算出される判定料金の 10 分の 9 とする。

#### (2) 複合建築物の住宅部分

- ・2. 住宅建築物の判定料金による

ただし、確認申請書第四面に記載する用途区分コードが 08060(住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの)で住戸数が1の場合は、1. (1)一戸建ての住宅の判定料金とする。

### 4. その他(共通)(金額はすべて税込)

- ・取下げ手数料

	質疑提出前	質疑提出後
取下げ手数料	なし(金額ご返金)	判定料金全額

ただし、ハウスプラスが認める場合又はハウスプラスの責めに帰すべき事由により判定の業務が実施できなかった場合は、この限りではない。

- ・再発行手数料

適合判定通知書及び軽微変更該当証明書を滅失、または汚損・破損により再発行を行う場合は、書類一通につき、5,500 円とする。また、やむを得ない事由により、記載事項(計算に影響のない範囲に限る。)を修正して再交付を行う場合は、書類一通につき 11,000 円とする。